

(別紙)

答申番号：令和4年度答申第1号

答 申 書

第1 阿波市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

処分庁阿波市長（税務課）（以下「処分庁」という。）が審査請求人 ○○○（以下「審査請求人」という。）に対して、令和3年6月1日付け「令和3年度市民税・県民税納税通知書」で行った年金特別徴収額決定に関する処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が違法または不当であるとし、本件処分の取消しを求めている。

審査請求人の令和2年分の所得には、総合課税で農業所得等、分離課税で長期譲渡所得等の「給与・公的年金以外の所得」がある。

また、審査請求人は、「令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」の第二表「住民税・事業税に関する事項」の「給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法」で「自分で納付」を選択し、普通徴収を希望しているため、分離課税の長期譲渡所得及び分離課税の配当所得により発生した市民税額・県民税額は普通徴収の方法により徴収する方が法律に基づいた適正な処理である。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

給与所得及び公的年金所得以外の所得（分離課税所得を含む）によって、特別徴収税額を上回る所得割額が発生した場合には、本人の希望によって、その部分を普通徴収とすることができる。

しかしながら、審査請求人については、特別徴収税額を上回る所得割額が発生しなかったことから、普通徴収の採用をしなかった。

第3 審理員意見書の要旨

1 普通徴収税額が発生するか否かについて

- (1) 地方税法（以下「法」という。）第321条の7の2及び同条7の8に、給与所得者で公的年金等を受給しており、かつ給与所得及び公的年金以外の所得がある者についての年金特別徴収について規定しているものの、年金特別徴収税額についての具体的な算定方法は、各地方自治体の判断に委ねられているものと考えられる。
- (2) 法第321条の3のただし書「第三百十七条の二第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。」の規定については、年金特別徴収税額を上回る「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得」の所得割額が発生しなかったため、適用とならない。
- (3) 総務省自治税務局市町村税課「個人住民税の公的年金等からの特別徴収に係るQ&A集 改訂版」（乙3）について
Q5-2「年金所得以外に給与所得等がある場合の、年金から特別徴収すべき「公的年金等に係る所得に係る所得割額」の算定方法はどのようなのか。」の問いに対する答えとして、「従来どおり全ての所得を合算して個人住民税額を算出した上で、当該税額を、年金所得の額とそれ以外の所得の額に応じて按分する方法が基本となる。しかし、[中略]各市町村における従来やり方によって計算していただくことも可能であると考え。」と記載されており、この場合における算定方法については、各地方自治体の判断に委ねられているものと考えられる。
- (4) 総務省自治税務局市町村税課の回答について
総務省自治税務局市町村税課からの処分庁の算定方法に違法性がない旨の回答は、口頭であり、違法性がないとの判断に至った根拠条文等も示されていないが、問い合わせ方法等について詳細に説明していることなどから、一定の信憑性があると判断できる。

2 結論

以上のように、処分庁が行った給与特別徴収及び年金特別徴収による令和3年度市民税・県民税の賦課処分は、法に規定のある部分については、法の規定に基づき、法に規定のない部分については、処分庁の裁量

で処分を行ったものと認められ、本件審査請求に関しては、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

調査審議の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年5月18日	審査庁が審査会に諮問
〃	第1回調査審議
令和4年6月23日	第2回調査審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件においては、審査請求人及び処分庁双方の主張に基づく徴収税額の合計については、結論において異なるところはなく（ただし、端数処理の関係で処分庁の課税額の方が若干少額にはなっているとのことである）、給与・公的年金等以外の所得にかかる住民税について、年金特別徴収による徴収を実施した処分庁の処分が適法妥当であるかが争点となっている。

なお、審査請求人は、審査請求書において、阿波市が活用しているソフトの検証を第三者機関において実施することを求めているが、かかる請求はそもそも行政不服審査手続において求められるものではない。

- 2（1）法第321条の3は、給与所得者で公的年金等を受給し、かつ、老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者に給与所得及び公的年金以外の所得がある場合においては、市町村は、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収できること、ただし、本人の希望があるときは普通徴収によることを定めている。

（2）本件における審査請求人の主張を整理すると、結局のところ、法第321条の3に基づき、審査請求人において給与所得以外の所得に係る所得割額について普通徴収を求めているのであるから、上記所得割額をまずもって計算したうえで当該金額は普通徴収によるべきであるのに、処分庁が

特別徴収をしている点を違法と判断していると解される。

(3) この点、処分庁の反論をみるに、法第321条の7の2及び同条7の8は、市町村は、前年中において公的年金等の支払を受けた者で、当該年度の初日において、老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の者については、その公的年金等所得に係る所得割額と均等割額の合算額（均等割額を給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する場合は、所得割額）の2分の1に相当する額を、当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から特別徴収の方法によって徴収しなければならないこと、前年10月1日からその翌年の3月31日までの間に公的年金等所得に係る特別徴収の行われた者について、当該年度の初日からその日に属する年の9月30日までの間に老齢等年金給付が行われる場合には、当該老齢等年金給付から公的年金所得に係る特別徴収税額（仮特別徴収税額）を特別徴収しなければならないことをそれぞれ定めている。

従って、市町村は、上記の定めに従って算定された所得割額については、いずれにしても当該老齢等年金給付から特別徴収しなければならないのであり、給与所得者で公的年金等を受給しており、かつ老齢等年金給付の支払を受けている満65歳以上の者で、かつ給与所得及び公的年金以外の所得がある者については、給与所得及び公的年金以外の所得によって、特別徴収を上回る所得割額が発生した場合のみ、本人の希望によって、その部分を普通徴収することができる。

そして、給与所得者で公的年金等を受給しており、かつ給与所得及び公的年金以外の所得がある者について、年金特別徴収税額を具体的にどのように算定するかについては法律上の明文の規定がないため、各地方自治体の判断に委ねられていると主張している。

3 検討するに、まず審査請求人と処分庁との計算方法いずれであっても最終的に審査請求人が納税すべき税額については、前述したとおり、金額に違いはなく、最終的な税額がいくらになるのかという観点からは、いずれの計算方法によるべきかを決することはできない。

そして、法第321条の3に基づき本人が普通徴収を希望した場合にどの範囲までが普通徴収によるべきかについては、法第321条の7の2及び同条7の8には、市町村において特別徴収すべき額から法第321条の

3に基づき本人が普通徴収を希望した場合は、まずその額を除外すべきであるとの明文の定めは存在しないというほかなく、もっぱらこれらの条文の解釈によるほかない。

この点、そもそも特別徴収とは、普通徴収による徴収によって生じる納税義務者及び自治体双方の負担や不利益を解消するために法に基づき採用されているものである。そして、処分庁が主張するとおり、法第321条の7の2及び同条7の8に基づく課税額に関する計算方法について明文の規定は存在しておらず、また、審査請求人及び処分庁いずれの計算方法によっても最終的な納税すべき額については変わらないことは前述したとおりであり、特別徴収すべきでない法の定める他の規程にも抵触していないところ、少なくとも、かかる場合については、特別徴収すべき額の計算方法を法が一義的に自治体を拘束しているとまでは解することはできず、そのように解したとしても、納税義務者に特段の不利益をもたらすわけではないから、自治体において一定の裁量が認められると解する余地は十分にあるというべきであり、国による回答もかかる文脈において理解できる（なお、国による回答方法については、処分庁が国に指示命令できる関係にはないから、口頭による回答であるからといってただちにその回答の信用性に疑義があるとまではできない）。

以上のことから、審査庁の判断は、妥当である。

阿波市行政不服審査会

会長 出口 芳博

委員 小西 義利

委員 岩垣 博子

委員 川井 哲

委員 堀井 秀知